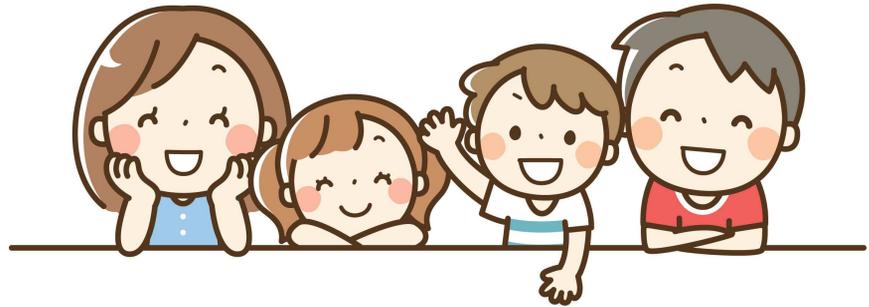


放課後児童クラブ 開設時間の延長と指導員の増員を



ふたみ議員 放課後児童クラブに預ける保護者にとって、もう少し時間を延長して欲しいという要望は、保護者の労働時間が長くなっているなか、もったもだと思えます。全国では「18時半を超えて開所しているクラブが全体の55%を占めており、増加傾向にあ」ります（第4回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 参考資料2、2018年1月29日）。

しかし、時間延長にともなう問題が発生します。

嘱託指導員は、1日5時間で週6日勤務しています（平日は13:15～18:15、土曜日や学校休業日は8:30～13:30または13:15～18:15）。

土曜日や学校休業日の開所時間は、8:30～18:15の9時間45分です。1日5時間勤務の指導員が早出勤務（8:30～13:30）と遅出勤務（13:15～18:15）をし、15分の勤務の

重なりがあつてぎりぎり引継ぎができるといった状態です。

時間を延長するならば、子どもの安全確保のために指導員の勤務時間を延長するか、指導員の増員が必要です。臨時指導員は指導員の補助という位置づけですので臨時指導員しかいない時間を増やすことは避けるべきでしょう。

開所時間を延長するためには、1日5時間勤務から6時間勤務にするか、指導員を増員することが必要です。②開所時間延長に伴う勤務時間の延長、増員についてどのようにお考えですか。

◆教育部長 開所時間延長に伴う勤務時間の延長、増員についてですが、開設時間の時間延長については、まずは利用者の需要を把握するため、ニーズ調査を実施するよう考えております。

その結果、時間延長を実施する場合には、条例の配置基準を遵守し、事業の質を担保しつつ、適正な職員配置とします。

また、実施に際しては、配置人数とあわせ、勤務時間や勤務日数などの勤務形態の労働条件について検討するようになると考えております。

道路舗装のはなし

道路の舗装を直して欲しいという要望がよく寄せられます。道路に穴が空いていたり、ひび割れして、ガタガタになっているところが結構あります。アスファルト舗装は工期が短く、舗装したては乗り心地が良く、騒音・振動も小さいのですが、その寿命は意外と短く五年から一〇年と言われています。

アスファルト舗装は、暑さ寒さに弱く雨に弱い。暑いときにはぐにやりと柔らかくなり、寒いときには収縮してひび割れができます。ひび割れから水が染み、骨材（砂利）とアスファルトが分離して、道路がえぐれる。さらに自動車の重みがかかると舗装の下が空洞になり、さらに荷重がかかると穴があくといった具合です。

町も要望箇所の修繕をできる限り進めていますが、予算が足りません。道路の新設には国からの補助があり、起債も認められていますが、維持修繕はそのほぼ全額を町の一般財源で確保しなければなりません。

国は、高速道路の建設には熱心ですが、自治体の管理する道路の維持修繕に対しては補助すら付けない冷淡ぶりです。道路の凸凹を直していくためには、こういう公共事業のあり方を正していかなければなりません。（ふたみ）



ひび割れた道路 永田池の脇。秋に工事予定です。

9月25日（水）

受付10時～11時

生活なんでも相談

両議員に遠慮なくお電話下さい

ふたみ伸吾町議 携帯 080-6750-5432
林ひろし町議 携帯 090-3634-7728

随時受け付けております



日本共産党発行



日刊●月3497円
日曜版●月930円

放課後児童クラブの充実を



ふたみ伸吾 議員

職員配置基準の緩和ではなく増員を

ふたみ伸吾議員 第9次地方分権一括法が5月31日、参院本会議で可決、成立し、1クラス2人以上という職員配置基準は、拘束力のない「参酌基準」となりました。市町村の判断で無資格者1人での運営もできるということです。

政府は拘束力のない「参酌基準」としたことについて「これまでの配置基準では運営に支障をきたす自治体が多い」と答弁し、放課後児童クラブ指導員の確保が困難であることを理由にあげています。しかし、配置基準を引き下げれば、職員の業務は過重になり、職員の確保がさらに困難になることは明らかです。専門性のある学童指導員の確保策を検討することなく、安易に基準を引き下げるとは、子どもの命と安全を守るという国と自治体の責任を放棄するに等しいものです。

「従うべき基準」を「参酌化」すれば、自治体の財政事情などによって基準を引き下げることが可能となり、全国一律の最低基準という意義が失われ、児童福祉法という「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことが極めて不安定な状況に置かれることになるでしょう。

府中町は現在、児童40人に対して2人配置（嘱託指導員2人又は嘱託指導員1人と臨時指導員1人）とい

う児童福祉法の基準を満たしていますが、土曜日や学校休業日には1クラスに1人の嘱託職員しか

いない場合も多く、現状でも子どもたちに「適切な遊び及び生活の場」を提供しているのかという点で問題があるといわざるを得ません。

このような状況を変え、「放課後児童クラブ運営指針」にそって指導員の方々に頑張ってもらうためにも、処遇の改善と指導員の増員こそが求められていると思います。

そこでお尋ねします。

嘱託指導員を減らすどころか増やすべきだと思いますが、町はどのように考えていますか。

◆**教育部長** 今回の児童福祉法の改正により、支援員の人員確保の難しさなどから、放課後児童支援員の基準について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ改正され、地域の実情を踏まえた条例を定めることができるようになりました。

町では、これまで、国の基準に基づき条例を制定し人材確保に努め職員配置しております。今後、放課後児



■ふたみ議員の質問と答弁の全文はホームページに掲載しています。

童クラブの児童数が増加し、人材確保が困難となった場合においても、子どもを見守る児童福祉施設として、現時点においては事業の質を担保するため指導員の配置については、現行体制維持が望ましいと考えております。

トイレの増設を

ふたみ議員 中央小学校ですけれども2つの建物と学校の教室を使って運営されています。子ども50人に対して和式のトイレが一つしかありません。洋式トイレしか使ったことのない子どもは、校舎内のトイレを使うことになるわけですが、遠いので間に合わないことがあるそうです。高学年の利用も増えており、初潮を迎えた子どもへの配慮も必要です。職員用のトイレもありません。

今年度、南小のトイレの改修が行われ、北小、東小も設計をするので伺っています。そこで伺います。

トイレの少ない児童クラブ施設には増設が必要だと考えますが、町としての見解と対応はどのようなものでしょうか。

◆**教育部長** 学校によっては、人数に対しトイレが少ないという状況があるということですが、運用として現在は、隣接する放課後児童クラブ、校舎を利用させていただいております。今後、見込まれる放課後児童クラブの利用実態の推移や利用状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えます。



ホームページ futamishingo.com

ふたみ伸吾議員 080-6750-5432